

令和6年 第4回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年3月12日（火）午前9時15分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦林 実（教育長）
白井 靖二
上森 英史
荒川 陽子
塩地 淳子

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼こども政策課長	長谷川 和秀
事務局次長兼学校教育課長	西村 健吾
こども施設課長	斎木 雅徳
こども支援課長	長尾 理恵
学校給食課長	伊藤 康恵
文化振興課長	原 宏行
学校教育課長補佐	仲倉 昭雄
学校教育課担当課長補佐	波多野 健司
学校教育課担当課長補佐	平野 勝久
学校教育課担当課長補佐	鉄尾 知史
生涯学習課担当課長補佐	木嶋 秋子
こども政策課担当課長補佐	木村 俊文
文化振興課専門官	中原 斎
こども政策課事務員	山崎 武

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議事
 - 議案第15号 市立学校の県費負担教職員の異動の内申について
 - 議案第16号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について
 - 議案第17号 米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第19号 米子市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

議案第20号 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について

議案第21号 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申の依頼について

開 会 午前9時15分

浦林教育長 ただいまから、令和6年第4回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

長谷川事務局長 教育長。

浦林教育長 長谷川教育委員会事務局長。

長谷川事務局長 前回の会議は、令和6年2月15日及び2月21日に開催されました。

令和6年2月15日の会議では、議案第2号「米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」から、議案第11号「令和6年度一般会計予算について（教育委員会の所管に属する部分）」までの10議案をご審議いただき、議案第2号から議案第10号までは原案のとおり、議案第11号は付すべき意見なしでご承認いただきました。また、報告第1号「議会の委任による専決処分について」を報告いたしました。

つぎに、令和6年2月21日の会議では、議案第12号「米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第14号「米子市教育委員会事務局職員の人事異動について」までの3議案をご審議いただき、議案第12号及び議案第13号は付すべき意見なし、議案第14号は原案どうりご承認いただきました。

報告は以上です。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第3 教育長の報告について私から2点報告いたし

ます。

まず1点目ですけれども、8日の中学校の卒業式で祝辞をいただき、大変お世話になりました。ありがとうございました。

2点目は、愛着障害に関する講演会を行いましたので、その内容について報告をさせていただきます。最近非常に大きな課題となってきておりますこのことにつきまして、2月26日に文化ホールにおきまして、鳥取大学医学部の大立助教によります「愛着の視点からみた子どもの理解とその支援」と題した講演会を開催をしました。対象者は、就学前の保育教育に関わっている方、そして小中学校の教育に関わる方、そして保幼小の保護者、事務局、そして県教委にも声をかけて、西部一円ということで講演をしていただきました。月曜日の午後でしたが、180名のご参加がございました。

こういったことを生かして、教育をさらに進めていけたらなというふうに考えております。

4 議 事

浦林教育長　　日程第4　議事に入ります前に追加議案の提出についてお諮りいたします。

議案第20号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」、議案第21号「県費負担教職員の懲戒処分に係る内申の依頼について」の2議案を追加議案として提出させていただきたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長　　異議がないようですので、議案第20号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」及び議案第21号「県費負担教職員の懲戒処分に係る内申の依頼について」の2議案を本日の議事に追加します。

資料の配布をお願いします。

浦林教育長　　審議に入る前にお諮りいたします。

議案第15号及び議案第21号は人事に関する案件であり、審議内容を公にすることはなじまないと考えます。

また、議案第16号は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について審議する際、当該協議会委員を選出するもので

すが、その委員の中立性を確保する上で、審議の内容を公にすることにはなじまないと判断されます。

以上の理由により、これらの審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第15号、議案第16号及び議案第21号の審議については、非公開といたします。

【非公開】議案第15号「市立学校の県費負担教職員の異動の内申について」

【非公開】議案第16号「鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について」

浦林教育長 次に、議案第17号「米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

木村担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 木村こども政策課担当課長補佐。

木村担当課長補佐 議案第17号「米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、ご説明いたします。

議案資料の6ページに議案を、7ページに規則の一部改正案を、8ページ及び9ページに参考資料をそれぞれ載せております。

議案資料8ページをお開きください。議案第17号参考資料といたしまして、改正理由及び改正内容について載せております。このたびの改正理由についてでございますが、令和6年4月1日に、米子インター西産業用地整備事業に併せて、町の区域が新設されることに伴い、新たに画する町を通学区域として定めるため、改正をしようとするものです。

次に、改正内容についてでございますが、新たに画する「みのり町」を、箕蚊屋小学校の校区として定めることとします。参考として、9ページに位置図を載せております。

なお、通学区域に表示された町名は変更されますが、通学区域

自体を変更するものではありません。

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

説明は以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんか。

上森委員 校区にするということは、ここに住宅が建って児童生徒が出来るっていうことが考えられますか。

木村担当課長補佐 当該区域につきましては、産業用地に当たりまして、現時点では住宅が建つということは想定はされておりませんが、区域として指定の方はさせていただくことになります。児童がここに住むという可能性はかなり低いというふうに伺っています。

浦林教育長 要するに、米子市の全ての土地がどこかの校区に属し、新しい町ができたらどこかに入れなければならないが、そこに人が住むかどうかはその先の話っていう整理でよろしいでしょうか。

木村担当課長補佐 はい。

上森委員 流通団地も校区に入っている。流通団地だけでは足りないので、ここだとか、山陰本線の北側にも、今、埋立地ができているので、そうところが、新しい町ができたら校区として入れるべきということですね。

浦林教育長 町として成立させないといけないという条例が出ております。この新しい町ができたっていうことを受けてのこと。細かいルールがあつて、隣の町からこれだけ離れて、これだけの面積があるってということです。

長谷川局長 校区指定については町名です。米子市内の全ての校区は町名で指定しております。今回は、町名の再編といいますか、変更がありましたので、その指定する町名の表記を整理するということでございます。

事務的に、全ての米子市の中の町とか、それは全てどこかの校区に入っているように記載されております。新たな町名が入りましたので、そこも追加をするというような整理でございます。

上森委員 わかりました。

浦林教育長 昔は違う名前のところでしたね。

長谷川局長 そうですね。流通町も以前は他の町名だったと思います。新たに流通町と設定しましたので、箕蚊屋の校区に入ったと。同様のことございます。

浦林教育長 よろしいでしょうか。

(なしの声)

浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第17号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 議案第17号「米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に、議案第18号「米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

木嶋担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 木嶋生涯学習課担当課長補佐。

木嶋担当課長補佐 議案第18号「米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、説明いたします。

議案が10ページに、改正前と後が11ページから14ページにあります。まず15ページの説明資料に沿ってご説明させていただきます。

改正理由でございますが、学校運営協議会の定足数を改めるほか、所要の規定及び用語の整理を行なうものでございます。

改正内容といたしましては、第13条第3項で、現行は半数以

上となっておりますが、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないことといたします。2つ目は、協議会の会議の議事は、出席している委員の過半数で決することとする、今は出席委員となっているところを、出席している委員という文言に改めるものでございます。

その他、整理をするものでございますが、11ページに戻っていただいて、第2条、協議会の目的を記載しているところで、「協議会の目的」と改めるものでございます。次に、第3条、「当該対象学校に対して通知」を「当該対象学校の校長に対して通知」と改めるものでございます。次に、第4条、「この学校」ということを示すために「当該対象学校」と改めるものでございます。次の第5条に関しても、同じく「当該対象学校」と改めるものでございます。次の第5条に関しても、「対象学校」を「当該対象学校」と改めるものでございます。その他、必要な整理を行っておりますので、それぞれ改めることとしております。

この規則は公布の日から施行することといたします。

説明は以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんか。

白井委員 13ページの13条の4、先ほど説明があったのですが、改正のあった、「出席委員」が「出席している委員」に変わることで、なぜ、わざわざこのように変わらるのか経緯を教えていただけますか。

木嶋担当課長補佐 「出席委員」のみでは、いつの時点で出席しているかということが判断できないということで、その会議に「出席している委員」ということで表記を変えています。

白井委員 わかりました。

浦林教育長 その他、よろしいでしょうか。
塩地委員。

塩地委員 第8条の（1）ですが、「対象学校の通学区域に居住する住民であって」というふうにありますけども、委員さんの中には地域の住民の方、あと公民館という組織の中のトップの方、公民館長さんがなられる場合もあって、公民館長さんっていうのは大体

地域の方だと思うんですけども、例えば隣保館というような場所であると、必ずしもその館長さんが住民ではなく別のところにお住まいかと思うんですが、そういう場合は該当しないということになるんでしょうか。

木嶋担当課長補佐 ここでは、省略としておりますが、地域の方以外でも推薦するという規程があります。

長谷川局長 3項から5項の省略の部分で、例えば学識経験のある方、対象学校の校長、その他教職員、それから前項に掲げるものの他、教育委員会が適当と認める者というのが省略の条項の中にございまして、そういう方を対象にすることはできるという具合に理解しております。

荒川委員 この条例のきっちりとした書き方っていうのを私はわからないんですが、これだけいろいろ細かいものを整理されるのに、省略でとても大切なところが可視化できないというか、ぱっと見て理解できないのは、どういう理由でそこは省略ができる、こういった細かなことは整理しないといけないっていう、理由っていうのはどういったことなんでしょうか。

木嶋担当課長補佐 改定前と後について、変わらないところは省略という記載になつていて、全体を参考として出せばご理解いただけたかと思いますが、すみませんでした。

荒川委員 わかりました。

浦林教育長 その他よろしいでしょうか。

(なしの声)

浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第18号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第18号「米子市学校運営協議

会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとお承認することにいたします。

浦林教育長 次に、議案第19号「米子市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

原文化振興課長 教育長。

浦林教育長 原文化振興課長。

原文化振興課長 そうしますと、議案第19号「米子市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」をお諮りいたします。

こちらの地域計画でございますが、先般、国の認定を受けまして作成したものでございます。それぞれ委嘱しようと思っている委員さんから、今回の文化財保存活用地域計画の取組みについて、様々なお立場からご指導ご助言をいただいた上で、適切に文化財の保存活用を進めて参りたいというふうに考えております。お手元の委員に委嘱をしたいと考えております。説明は以上でござります。

浦林教育長 質疑はございませんか。

よく右の方に新規とか再任とか書いているように思いますが、新規の方っていらっしゃいますか。

原文化振興課長 申し訳ありません、説明が不足しておりましたが、この協議会につきましては新たに設置する組織ということでございますので、全員が新規ということでご理解いただきたいと思います。

浦林教育長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(なしの声)

浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第19号については、原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第19号「米子市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

浦林教育長 次に、議案第20号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

木村担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 木村こども政策課担当課長補佐。

木村担当課長補佐 議案第20号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定」につきまして、ご説明いたします。

議案資料当日追加分をご覧ください。議案資料の1ページに議案を、2ページに規程の一部改正案を、3ページに参考資料をそれぞれ載せております。

議案資料3ページをお開きください。議案第20号参考資料といたしまして、改正理由及び改正内容について載せております。このたびの改正理由についてでございますが、令和6年4月1日付け組織機構の改正により、こども政策課に課内室として高校総体推進室を設置することに伴い、所要の整備を行うものです。

次に、改正内容についてでございますが、課長の第1次代決者に、室長を加えることとします。

この規程は、令和6年4月1日から施行することとします。
説明は以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんか。

(なしの声)

浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第20号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第20号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

【非公開】議案第21号「県費負担教職員の懲戒処分に係る内申の依頼について」

浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分